

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

文京区

2 構造改革特別区域の名称

文京区IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

文京区の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 文京区の立地・交通・人口

文京区は、東京都の区部（23区）の中心地に近く、都心3区（千代田、中央、港）のやや西北部に位置している。皇居を中心とすれば、その北の方向に当たり、俗にいわゆる「山の手」の一角にあって、面積は11.31km²、東西約6km、南北約4kmであり、大きさは23区中20番目（都区部の50分の1）である。

交通網をみると、区内全域がJR山手線に内包され、大塚、巣鴨、駒込の各駅に隣接するとともに、中央線・総武線のお茶の水・水道橋・飯田橋に隣接している。また、地下鉄では東西に東京メトロ丸の内線・都営大江戸線、南北に東京メトロ南北線・都営三田線が走り、特に後樂園駅周辺には地下鉄4路線が乗り入れていることから、都内はもとより近隣の全方位からの良好なアクセスが確保されている。このような環境にあって、従来から都心区にありながら住居・学園地域の色合いが濃かったが、近年の大学の都心回帰の動きから、ますます学生数の増加が見込まれているにもかかわらず、ベンチャー企業をはじめとしたオフィスの進出が著しいことから、昼間人口の就業者、学生と夜間人口のバランスが取れた地域となっている。

人口は、旧小石川区、旧本郷区の合併以前である明治初期には、両区を合わせ8万人程度の人口であったが、大正十二年の約30万4千人をピークに、現在は約18万人で推移している。また、昼間人口は大学生等が多いことから、約34万2千人となっている。（平成12年10月1日 国勢調査）

(2) 「文教の府」から「文の京」へ

昭和二十二年、旧小石川区と旧本郷区が合併し、その名が示すとおり大学等の教育機関が集積する、「文教の府」にふさわしい「文京区」が誕生したが、本区が「文教の府」を形成したのは、すでに江戸時代に始まっている。

幕府直営の「昌平坂学問所」を初め、福山藩の家臣教育を行った藩校「誠之館」、大日本史の編纂を行った水戸藩上屋敷の「彰考館」、本草・薬学研究的の発達に寄与した大

塚・小石川両薬園、新井白石が「西洋紀聞」を著す材料を入手したキリシタン屋敷、さらには著名な儒者たちが埋葬地とした大塚先儒墓所等が、いずれもこの地域に集まっている。これが東京大学、お茶の水女子大学をはじめとした数多くの教育機関の集積をもたらし、また、森鷗外、夏目漱石、樋口一葉など200名を超えるゆかりの文人や幾多の学者がこの地を愛し、この地に集まり住むことで、現在の地域特性を築いているものである。

一方、本区では、平成13年7月に新たな基本構想を『「文の京」の明日を創る』と命名し策定したが、ここでは「文の京」の定義を次のように表している。

『 これまで、文京区は、「文教の府」といわれ、「文化の香り高いまち」をめざして発展してきた。これに寄せる区民の誇りと愛着を大切にしたい。

そのうえで、区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく都市自治の姿を「文の京」と呼ぶ。

これは、本区がこれまでの地域資産を継承・発展させながらも、さらなる地域資産を築いていくために、積極的に新たな政策に取り組んでいく姿勢を示したものである。

このような背景から、世界的にも類を見ないほど多くの教育機関(16大学、27高等学校等)が集積する本区において、自治体と区内大学の特性を活かした新たな連携によるIT人材育成講座を開設するには、最適の環境が整った地域といえる。

5 構造改革特別区域計画の意義

世界規模で急速な発展を遂げた情報革命ともいえるIT化の進展は、国民の生活や、日本の産業界にとっても大きな変革をもたらすものとなった。このことは、平成12年に施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」や政府が推進する「e-japan戦略」でも明らかであるように、世界最先端のIT国家の実現を目指す国の重要政策であり、最先端の情報インフラの整備と国際競争力に堪えうる高度IT技術者の養成が急務となっている。

インフラの構築については、企業間競争の成果として、国際的に比較しても格安な料金設定によりインターネットが急速に普及している。また、IT化の波は国民の日常生活やオフィス業務の中でも広く浸透し、情報発信、情報検索に大きな変革をもたらすとともに、ネットバンキング、ネットオークションなどのネットビジネスの急速な普及が進み、日常生活で欠くことのできない存在となってきている。これは経済活動のうえでも重要な視点として捉えられ、産業界でも多くのITベンチャー企業を輩出し、大きなマーケットを創出するなど、今後の日本経済の基幹的産業として更なる成長が期待されている。

また、IT関連の人材は、「e-japan戦略」の基本理念に掲げる「元気、安心、感動、便利」社会を目指す環境を創造し、国民に高度技術を簡便に享受できる利便性を提供するとともに、今後、国際的に急速な普及が予測される、情報家電、電子タグ、セキュリティ対策などの、先端技術による技術革新を強力に推進するためにも不可欠である。このため、高度IT技術者の養成とともに、企業内におけるCIO（経営戦略と情報戦略を橋渡しすることができる人材）の育成や国民全般のITに関する知識の底上げが求められている。

このような状況から本区では、今般の特例措置を活用し、ITユーザー側の資格である「初級システムアドミニストレータ」やプログラマー側の資格である「基本情報技術」の資格取得講座を大学との連携により開設し、一般住民をはじめ、学生、社会人を対象に開設し、時代のニーズに即応した人材育成を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。（別添資料1参照）

大学等の教育機関とのタイアップにより実施するこの新たな試みが、今後の情報関連技術者養成の効率的、効果的な手段となり、また、大学生の就職支援や社会人のキャリアアップに寄与し、地域企業への人材確保の一助となれば、非常に意義の深いものと考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本区では、平成13年7月に新たな基本構想『「文の京」の明日を創る』、平成14年3月には「基本構想実施計画」を策定した。この中では、幾多の政策課題の中で、基本施策の第一に「学ぶ楽しさ、生きる知恵を育む」を掲げており、「日本一の教育のまち」「生涯学習都市・文京」の実現を目指している。

特に、生涯学習施策については、現在、第二次改定に向け中間報告をまとめた「文京区生涯学習推進計画」の中で、（仮称）文京アカデミー構想（別添資料2参照）を策定中である。この構想では、従来からの生涯学習で実践してきた趣味・教養講座から脱却し、キャリアアップや高度な知識の習得を地域の教育機関とのネットワークにより実現することを目指しており、今回の構造改革特区による規制緩和の特例措置を、この最先端の生涯学習施策を実現するという目標達成のための起爆剤として位置づけ実施するものである。

このため、文京区では（仮称）文京アカデミー構想による先端的な事業を行うための柔軟な組織体制や、産学官連携による多様な事業展開を図るための施設建設等、抜本的な改革を行い、実現を目指すものであるが、本構造改革特別区域計画では主に次の事項を目標に推進していくものである。

（1）大学の特性を活かした行政との連携事業推進

本特例措置を活用し、区内各大学の特性を活かした、行政との連携による講座を開設し、一般・大学生・IT関連就業者など、対象別の効果的学習を実践することでIT人材を育成する。また、これを契機に、教育機関等との連携による最先端の

生涯学習を推進するための、ネットワークセンター機能を果たす、(仮称)文京アカデミーを設立し、同アカデミーにおいて本講座を実施するとともに、さらに高度なIT人材育成講座やITを活用したコンテンツ制作講座などの開設に発展させる。

(2) 大学生及び就業者キャリアアップのための資格取得支援

本特例措置による資格取得が、大学生等の就職時、あるいは、社会人のキャリアアップの支援となり、区内企業をはじめ、特にIT人材が不足しているといわれる中小企業への人材供給や、(仮称)文京アカデミーで実施する講座運営に登用するなど、IT人材供給と就業支援の役割を担う。

また、特に若年層の取得者を輩出することにより、より高度なIT技術習得への意欲を喚起し、国際的な競争力を備えた人材育成に寄与する。

(3) 地域活性化に向けた企業内のIT化推進とIT人材育成

特例措置による資格取得者の中から、優秀な人材を輩出し、IT関連の起業などを誘発することで、地域企業のIT化を活性化させ、地域のイメージアップを図ることで、IT関連企業の本区への誘致の足がかりとする。

また、中小企業等においては、IT関連技術者養成のための奨励制度への活用や人材育成に要する経費の削減が図れるなど、より効率的な経営を実現させるための手段とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域産業のIT活用による活性化

本区の特徴的な地場産業としては、印刷製本・出版や医療機器産業を挙げることができる。これらは他の産業にも増して技術革新の著しい分野であり、今後、先端技術の開発による国内外の熾烈な競争にさらされることが予測されることから、さらなる高度IT人材養成への対応が急務となっている。これには、大手企業はもとより、産業界を支える中小企業、ベンチャー企業を中心としたCIOの育成や社員へのIT研修、ITコーディネータの活用などが必要とされるが、本特例によるIT人材育成講座の活用が有効な手段となり得るものである。

(2) 新たなIT関連企業の集積と誘致

本区における情報通信産業は、平成13年10月1日現在で、944事業所、従業員数21,731人であり、総事業所数17,548所、総従事者数209,195人での比率では、事業所数で5.4%、従事者数で10.4%(東京都総務局統計部「平成13年事業所・企業統計調査報告」)に達しており、他の産業に比べ高い比率となっている。

さらに、我国の主な産業における企業数増加率をみると、他の産業と比べ電気通信業の増加は群を抜いたものとなっており、平成8年から平成11年の間に79.1%(総務省「平成13年度 情報通信白書」)の伸びをみせている。

また、東京都の「東京構想2000」に掲げている、「秋葉原地区まちづくりガイドライン」による、IT関連産業の世界的拠点の形成については、東京都の保有地に「秋葉原クロスフィールド」の一部が平成16年3月に完成し、平成17年3月には全体計画の竣工が予定されている。

この計画では、ギガビットクラスの高速度大容量ネットワークに対応した「データセンター」や「産学官連携機能」「ベンチャー育成機能」を有したものであり、このことは、このエリアに隣接し、多くの大学、研究機関、民間シンクタンク等有する本区においても、加速度的なIT関連産業の創出や、さらなるIT関連施設、人材、情報の集積化が進展するものと想定され、新たなIT関連技術者の雇用創出が予測されるものである。

(3) 学生の就職支援と高度なIT人材育成

今後の産業界において求められるスキルとしては、語学力とともに情報技術の習得にあるといっても過言ではない。就職時にIT関連資格が求められることも少なくない現在、在学中の資格取得は資質の向上と就職支援を両立させるものである。また、若い世代に資格取得を喚起し、さらに高度なIT人材育成へと導くものであり、IT人材の供給基地として貢献していくものである。

(4) 産学官による新たな産業の創出

今回の規制緩和による特定事業を契機として、本区が推進する(仮称)文京アカデミー構想による最先端の生涯学習施策が進展することから、区内各大学・企業等による産学官の連携が、多様な形態で創出される可能性が高い。すでに平成16年度からは、医療機器産業の振興を図るため産学連携のための支援事業や大学付属博物館との共催による企画展等を開催しているが、独立行政法人に移行した国立大学との包括的事業協力協定の締結に向けた検討などにも着手している。

これらをさらに、本IT人材育成講座を契機に発展させ、地元企業との先進的な研究活動を産学官による協働により推進するものであり、地域の活性化などその波及効果は大きく期待されるものである。

8 特定事業の名称

1131 初級システムアドミニストレータ試験の午前試験免除

1132 基本情報技術者試験の午前試験免除

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 先駆的な生涯学習を展開する(仮称)文京アカデミー構想の推進

文京区では、新たにダイナミックな生涯学習施策を展開する、(仮称)文京アカデミ

ー構想の実現に向け、区内全域をキャンパスととらえ、大学・NPO・企業等との連携を深め、それぞれが機能し、補い、行政が果たす重要な要素であるネットワーク機能を重視した施策を展開することで、「生涯学習都市・文京」の実現を目指す。

別紙 - 1

1 特定事業の名称

1131

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

当該特例措置適用について、文京区が設置する文京区IT人材育成運営協議会が妥当と認めた区内の法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 別添資料1のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(Bコース) 別添資料2のとおり

初級システムアドミニストレータ講座(特別コース) 別添資料3のとおり

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

文京学院大学外国語学部における「情報処理関連科目講座」を平成13年4月1日から平成16年9月30日までに履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、大学に在学している者については、次に定める補講講座を受けることにより、初級システムアドミニストレータ講座(特別コース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

カリキュラム名	内 容	受講時間数(時間)
初級システム アドミニストレータ 補講講座	1 データ資源管理	2
	2 リスク管理	4
	3 ガイドライン	
	4 開発と取引の標準化	
	5 情報システム基盤の標準化	1
	6 データの標準化	
	7 標準化組織	
	8 財務会計	
	9 管理会計	2
	10 情報通信	1
	11 知的財産権	
	12 労働	
	13 取引	
	14 安全	
	15 その他の法律・倫理	
合計時間数		10

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通の知識を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。

したがって、公平性の担保、資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が何よりも優先されるものであるが、そのうえで、一定の合格率を目指すものであり、文京区においては、学識経験者等と行政による文京区IT人材育成特区運営協議会を設置し、講座開設者

が受講対象者別に企画・立案した計画案を認定講座として妥当と判断したものについて実施するものである。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、文京区IT人材育成特区運営協議会を通じ経済産業大臣に協議するものとする。

別紙 - 2

1 特定事業の名称

1132

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

当該特例措置適用について、文京区が設置する文京区IT人材育成運営協議会が妥当と認めた区内の法人等

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

計画認定の日

4 特定事業の内容

- (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座 別添資料4のとおり

- (2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の7割以上の出席率をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準点に達すること。

- (3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。

試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的知识を免除するものである。

このことから、本当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等、全てにおいて厳格性が求められるものである。

したがって、公平性の担保、資格取得にふさわしい資質と能力の確保、が何よりも優先されるものであるが、そのうえで、一定の合格率を目指すものであり、文京区においては、学識経験者等と行政による、文京区IT人材育成特区運営協議会を設置し、講座開設者が受講対象者別に企画・立案した計画案を認定講座として妥当と判断したものについて実施するものである。

また、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、文京区IT人材育成特区運営協議会を通じ経済産業大臣に協議するものとする。